

責任ある学術研究活動のために  
公立大学法人大阪府立大学で研究活動に携わる全ての皆様へ

「公立大学法人大阪府立大学の学術研究に係る行動規範」(平成27年3月27日改正施行)は、法人において学術研究に携わる研究者の判断と行動を律し、研究の公正を実現するうえで遵守すべき行動規範を定めたものです。この行動規範を、法人で研究活動に携わる全ての皆様が日々座右に置いて参照し、公正な研究の確立に役立てていただけたらと、本リーフレットを作成いたしました。研究公正の確立に関する基本情報等もあわせて掲載しておりますので、ご活用ください。

1. 公立大学法人大阪府立大学の学術研究に係る行動規範 \*

**1. 研究者の責任** / 研究者は、自らが生み出す知識の質を担保する責任を有し、さらに現在と未来における人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の保全に及ぼす影響についての責任を有する。

**2. 研究者の判断と行動** / 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つという自覚に立ち、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、学術研究によって生み出される知識の合理性、その正確さと正当性を、努めて実証的、論理的に示す。

**3. 自己の研鑽** / 研究者は、自らの専門知識・能力の維持向上に努めるとともに、学術研究と社会・地球環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すことができるよう、研鑽を積む。

**4. 公正な研究** / 研究者は、合理性と実証性を旨として学術研究に携わり、その立案・計画、申請、実施、報告の全過程が曇りなく公正に行われるように行動する。研究データの取扱い(記録・作成、使用、開示、保存等)については法令を遵守して厳正に行い、捏造、改ざん、盗用をはじめとするあらゆる不正行為を為さず、加担しない。また、不正行為を許さず、批判的に行動することが積極的に公正をつくりだすことを認識する。

**5. 公開と説明** / 研究者は、自ら携わる学術研究の成果を、その意義と役割とともに公開し、社会に対して積極的に説明する責任を有する。その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響についての正確で客観的な評価を伝えるように心がけ、秘匿することがあってはならない。研究成果の公開は、それによって研究者としての知的功績が認知を得るとともに、社会的責任を負うことを認識する。

**6. 学術研究の利用の両義性** / 研究者は、学術研究の成果が、ときに研究者の意図しない利用に供されることもあり、その結果として破壊的行為への流用も含めて人類の福祉を後退させることがあると認識したうえで、研究の実施、成果の公開と説明は周到に計画して行う。

**7. 批判と評価への姿勢** / 研究者は、学会等の科学者コミュニティにおいて自らの研究に対してなされる適切な批判と評価には謙虚で誠実な姿勢で臨む。また適切な批判と評価の相互交流の構築にも積極的に参画する。

**8. 研究環境の整備と教育啓蒙の取組** / 研究者は、研究における公正の実現と不正の防止を可能にする環境の整備が自らの責務であることを自覚し、常に所属組織の研究環境の向上を心がけるだけでなく、研究における公正の実現と不正の防止に向けた教育啓蒙に積極的に取り組む。

**9. 法令等の遵守** / 研究者は、研究の公正を抽象的な徳目と捉えてはならず、法令等に照らしてのコンプライアンスを確立すべく、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用にあたっては、関係法令、法人規則等を遵守する。

**10. 研究対象への配慮** / 研究者は、生命倫理を尊重し、すべての研究対象に対して十分配慮する。人間を対象とする研究においては人格、人権を尊重し、個人情報管理には細心の注意を払う。

**11. 環境・安全への配慮** / 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの(劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等)を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、法人規則等を遵守する。

**12. 差別的排除とハラスメントの防止** / 研究者は、研究活動のすべてにおいて、人種・民族、ジェンダー、セクシュアリティ、社会的地位、思想信条等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の人格と自由を尊重する。また、意図の有無にかかわらず、研究の実施をめぐる権力関係のなかでハラスメントが起こり得ることを認識して、その防止に努める。

**13. 利益相反** / 研究者は、自らの研究の成果と、自ら獲得し得る社会・経済的利益とのかわりにおいて、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、社会からの疑念を招かないよう、適切に対応する。

**14. 科学的助言** / 研究者は、研究の成果を踏まえて、学外の事業者や組織に対する助言を行うに際しては、自らの発言が持つ社会的影響力を自覚し、権威の濫用を避けて、客観的、科学的な助言を心がける。さらに、研究の現段階における科学的知見の限界や、研究者間にある見解の違いについても、助言に含めて説明するように努める。

**15. 研究グループの代表者の責任** / 研究グループの代表者は、グループ内における研究データの適切な取扱いと管理を責任をもって行うとともに、グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるよう、努めて研究環境を整備する。また、研究グループ内のすべての研究者にこの行動規範を周知し、行動規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。

**16. 研究を支援する者の責務** / 法人において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反する行為を為さず、それぞれの職務に応じて、研究における公正の実現と不正の防止のための研究環境を整備する責務を有する。

**17. 法人の責務** / 法人は、この行動規範を実効性あるものにするため、以下のことを実施し、管理・統括する責務を有する。

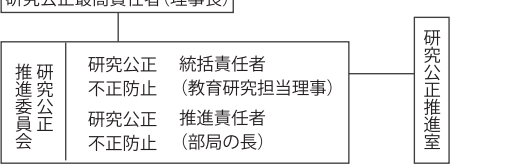
- 1) 研究者倫理の向上のために必要な教育啓蒙(教育カリキュラムを含む。)の計画と実施
  - 2) 研究における公正の実現と不正の防止に必要な環境の計画と整備
  - 3) 研究におけるコンプライアンス確立のために必要な支援と監督
  - 4) 研究者の不正行為に対する適切な対応
- \*紙面の都合上、前文は省略しています。全文は次のURL参照。  
[http://www.osakafu-u.ac.jp/osakafu-content/uploads/sites/34/4/1\\_koudoukihan\\_20150824.pdf](http://www.osakafu-u.ac.jp/osakafu-content/uploads/sites/34/4/1_koudoukihan_20150824.pdf)

2. 学術研究活動における不正行為とは?

文部科学省ガイドラインが研究における特定不正行為とする「捏造」、「改ざん」及び「盗用」は、法人の「研究公正規程」においても「研究活動上の不正行為」と定められています。また「研究公正規程運用指針」では、「研究活動上の不適切な行為」として「研究成果の重複発表」、「不適切なオーサーシップ」などをあげています。

捏造 (Fabrication)	存在しないデータ、研究結果等を作成すること。 例) 期待した実験結果が得られなかったので、画像を切り貼りして架空の画像を作り、論文上で発表した。
改ざん (Falsification)	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を、真正でないものに加工すること。 例) 実験で期待する結果が出なかったため、得られた数値を削除、変更して発表した。
盗用 (Plagiarism)	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは、適切な表示なく流用すること。 例) インターネットで見つけた他人の論文の一部をコピーして、出所を明らかにせず、自分の論文にそのまま貼り付けて発表した。

3. 組織体制



4. 委員会と室の役割

**【研究公正推進委員会】**  
研究公正推進の施策及び研究費不正の防止策を策定、実施  
**【研究公正推進室】**  
研究の公正を実現し不正を防止するための課題について検討

5. 研究不正行為及び研究費の不正使用に関する申立て・相談窓口

総務部総務・施設課総務・管理グループ 直通 072-254-9104(内線 2104)  
メールアドレス [kenyukousei@ml.osakafu-u.ac.jp](mailto:kenyukousei@ml.osakafu-u.ac.jp)

\*不正行為が認められた場合、学内処分(懲戒、減給、嚴重注意等の指導監督措置等)および処分機関からの処分の対象となります。なお、調査体制等、詳細は以下のURLより規程をご確認下さい。  
<http://www.osakafu-u.ac.jp/affiliate/integrity/rules/>

6. 研究費の適正使用について

研究費の適正使用に関しては、その要点と注意事項をまとめた「研究公正推進・研究費不正使用防止ハンドブック」を配布し周知しています。禁止されている主な不正使用行為  
・カラ給与・カラ謝金・カラ出張及び出張旅費の水増し請求  
・カラ発注(預け金)及び書類の書換え  
その他の禁止行為、会計ルール、不正使用時の処分等、詳細は上記ハンドブックをご確認ください。\*本学HPにも掲載しています。  
<http://www.osakafu-u.ac.jp/affiliate/integrity/efforts/>  
\*研究費の不正使用防止のために、本学の教員及びJSPS特別研究員などの研究費に関わる全ての者に以下が義務化されています!

- ① e-Learning 研修「研究費不正使用防止研修」の受講
  - ② 誓約書の提出(e-Learning 研修受講時に提出)
- お問合せ  
大阪府立大学研究推進本部研究推進課  
Tel 072-254-9686 / Fax 072-254-9874

April 2017

OPU Research Integrity Committee



1. 公立大学法人大阪府立大学の学術研究に係る行動規範
2. 学術研究活動における不正行為とは?
3. 組織体制
4. 委員会と室の役割
5. 研究費の不正使用に関する申立て・相談窓口
6. 研究費の適正使用について